

小作争議調査表

(昭和十年四月分)

財團 協調會 福岡出張所

経過	事項	原因	地主関係	関係人員	場所
		請求	小作人	種類面積	發生地
	昭和九年年度に限り三重割減額要求	昭和九年年度に限り三重割減額要求	小作人	田一反五歩	昭和十年四月八日
	昭和九年年度に限り三重割減額要求	昭和九年年度に限り三重割減額要求	日本農民組合九州同盟会		昭和十年四月二十五日
	昭和九年年度に限り三重割減額要求	昭和九年年度に限り三重割減額要求	肥木村支社		

結果

一、地主は小作人に對し往來通十作料を以て小作料を定むるに三年一六斗(往來一五七斗)

二、小作人は前項の定むる十作料を生産検査未だ合致程度の高率又は三割増しに持ち入り收獲したる最も良質の玄米を以て毎年三月三十一日末日迄に地主に對し持ち入り納入す

三、相手が地主に對し十作人か第一項の土地に對し往來の滞納十作料一五斗と三斗五分に減額すこと

四、小作人は地主に對し往來の滞納十作料一五斗と三斗五分を向ふて三斗五分に減額し夫を第一項の玄米三斗に準じて納入す

五、地主は地主に對し往來の滞納十作料二分は玄米一斗五分に換算し昭和十年八月十日迄に現金で昭和十年年度十作料と共納入す

六、小作人は第一項の土地を他と転貸すこと以外に地主の同意を要すこと

七、小作人が其の耕作に因り天災不可抗力に依り減收の場合に於て第一項の定むる十作料減額を要求せしむる時は地主に對し鎌入り以前に通知して第一項の定地に玄米と米めぬ方量此後見ると割引額を決定す

八、無断鎌入りは罰引要求も所す事と傳承十作人、玄米申込みに對し地主は公正なる理由を以て之に處せざる時は鎌入金と是も割引要求と所すことと傳承

九、右の場合に於て若し割引額の決定満ちる場合は於ては福岡縣小作官、指手裁決に一任し之に處置を要すこと

十、地主は小作人の耕作に對し天災不可抗力に依り減收の場合に於て第一項の定むる十作料を以て之を免除せしむるに對し小作人は地主に對し存土地の高率年度分の十作料は全部之を免除す

十一、小作人が公正なる理由を以て三割増しを要求したる場合は地主に對し即時土地を還し且つ滞納十作料は地主に全部納入す

沼田管内 三三三